福岡県社会福祉協議会　広報誌

No.179
2020.12

ふくおかのふくし

Welfare of Fukuoka

日常生活自立支援事業における利用者宅への訪問後の報告の様子（関連記事1頁）

今号の内容

p1　日常生活自立支援事業
p5　福祉用具展示室の案内
p6　キラリ☆地域のふくしびと
p7　赤い羽根共同募金
p9　ふくふくINFO

じぶんの町を良くするしくみ

赤い羽根共同募金

この広報誌は、一部共同募金の配分金を受けて発行しています。

ふくおかのふくし　179号　発行所／福岡県春日市原町3丁目1番地7　福岡県総合福祉センター（クローバープラザ）内　社会福祉法人　福岡県社会福祉協議会
TEL(092)584-3377 FAX(092)584-3369　発行日／2020年（令和2年）12月18日　編集発行人／小川弘毅　印刷所／株式会社　日報

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

令和2年度

福祉施設の事故・紛争円満解決のために

ホームページでも内容を紹介しています
http://www.fukushihoken.co.jp

社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

（賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、動産総合保険、費用・利益保険）

❶ 基本補償（賠償・見舞費用）

保険期間1年

▶保険金額

		基本補償（A型）	見舞費用付補償（B型）
賠償事故に対応	身体賠償（1名・1事故）	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償（1事故）	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償（期間中）	200万円	200万円
	うち現金支払限度額（期間中）	20万円	20万円
	人格権侵害（期間中）	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失（期間中）	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償（期間中）	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用（期間中）	500万円	500万円
	被害者対応費用（1名につき）	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶年額保険料（掛金）

	定員	基本補償（A型）
基本補償（A型）	1～50名	35,000～61,460円
	51～100名	68,270～97,000円
	以降1名～10名増ごと	1,500円

見舞費用付補償（B型）：基本補償（A型）保険料 ＋ 【見舞費用加算】定員1名あたり　入所：1,300円　通所：1,390円

- ●オプション1　●訪問・相談等サービス補償
- ●オプション2　●医務室の医療事故補償　●看護師の賠償責任補償
- ●オプション3　●借用不動産賠償事故補償
- ●オプション4　●クレーム対応サポート補償

❷ 個人情報漏えい対応補償　❸ 施設の什器・備品損害補償

プラン2 施設利用者の補償

（普通傷害保険）

❶ 入所型施設利用者の傷害事故補償

❷ 通所型施設利用者の傷害事故補償

❸ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償
施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-❶、❷の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

プラン3 施設職員の補償

（労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険）

❶ 施設職員の労災上乗せ補償
●オプション：使用者賠償責任補償

❷ 施設職員の傷害事故補償

❸ 施設職員の感染症罹患事故補償

❹ 雇用慣行賠償補償 NEW

プラン4 社会福祉法人役員等の補償

（役員賠償責任保険）

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

保険期間1年

▶保険金額	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
1事故・期間中	5,000万円	1億円	3億円

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者　社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事保険会社〉損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL：03(3349)5137
受付時間：平日の9:00～17:00（土日・祝日、12/31～1/3を除きます。）
損保ジャパン日本興亜は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損保ジャパン」になります。

取扱代理店　株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667　FAX:03(3581)4763
受付時間：平日の9:30～17:30（12/29～1/3を除きます。）

〈SJNK19-14129 2020.2.7作成〉

地域で安心して生活するお手伝い

日常生活自立支援事業

社会福祉協議会（専門員・生活支援員）

福岡県では、昨年度、日常生活自立支援事業について、これまでの基幹的社協方式から全市町村実施方式へ実施体制の移行が行われました。これにより、対応の迅速化や利用者の掘り起こし、関係機関・団体との連携強化などの面で効果が発揮されています。

今号では、まず福岡県における現状を確認した後、中間市社会福祉協議会及び福岡県社会福祉協議会の取組を紹介し、今後の支援のあり方を考えていきます。

■日常生活自立支援事業とは

「掃除がうまくできないので使える福祉サービスがあると聞いたけど、どうしたら利用できるの？」、「市役所から封筒が届いたけど、難しくて内容が分からない」、「電気代を支払っていなかったから、止められないか不安」・・・。

自分自身や家族、近隣住民等で、このような不安を抱えている方に思い当たりませんか。日常生活自立支援事業（以下、「日自」。）は、認知症や、知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分なため、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方やお金の管理に困っている方が、安心して地域で生活できるようにお手伝いする事業で、次ページのとおり、大きく三つのサービスを提供しています。

具体的なサービス内容や利用方法については、本会ホームページに掲載しているパンフレットを参照ください。

利用のご相談は、お住まいの市町村の社会福祉協議会（以下、「社協」）へお問い合わせください。

■福岡県内の状況

令和2年9月末現在、県内では、福岡県社協（市町村社協に事業の一部を委託）947名、北九州市社協308名、福岡市社協390名の利用者と契約を結んでいます。利用者の特徴として、半数近くが認知症高齢者ですが、近年は精神障がい者の割合が急増しています。また、6割程度は生活保護受給者です。特に、関係機関からの相談が多く、内容的には複合的で多様な生活課題を抱えた方がほとんどで、さまざまな機関・団体と連携しながら支援することが求められています。

■中間市社会福祉協議会の取組

実施方式の移行に伴い、中間市社協では、令和元年11月から新たに専門員を配置するとともに、契約当事者として利用者を直接支援することとなりました。

中間市社協の専門員、生活支援員、利用者へのインタビューをとおして、移行から1年を経過した現在の取組状況、日自の役割、他制度との連携等を探っていきます。

■専門員としての視点

昨年11月以降の事業運営の変化について、専門員の清水氏に伺うと、「市社協に専門員を配置したことで、利用希望者に対する相談から契約までの期間が短縮され、サービスの向上につながったことが一番大きいと思います。利用者に関わる方の安心感に繋がっています。」と話されました。

中間市社協では、現在13名の利用者を2名の専門員（兼務）と8名の生活支援員が支援しています。生活支援員の確保が全国的な課題となる中、市民後見人養成講座をとおして、地域貢献に意欲のある人材を発掘するとともに権利擁護の意識を醸成しています。養成講座の修了者は、将来的に市民後見人を目指しながら、日自の生活支援員や法人後見事業の「後見活動メンバー」として、実務に携わりながら、実践経験を積んでいきます。

こうした地道な活動の積み重ねにより、支援に必要な人数はもちろん、質の高い人材の確保ができています。

また、県内では比較的珍しい取組として、生活支援員や後見活動メンバーは、自身の担当支援日以外にも市社協の事務所に詰め、専門員の補助業務や、お互いの情報共有、先輩支援員から新任支援員へのアドバイス等を行っています。

清水氏が「中間市社協では、利用者の意思を尊重し、安心・安全な生活を送れるよう見守りなどを行う身上保護を重視しているので、このスタイルを変えないようにしています。」と話すとおり、慣れが生じるとルーチンになりがちな支援員業務ですが、生活支援員同士で絶えず研鑽を重ねることで、利用者の心情に寄り添った支援のあり方を自己確認する場にもなっています。

サービスの種類	内　容
福祉サービスの利用援助	福祉サービスを安心して利用できるよう相談を受けます。 ○利用する福祉サービスの情報提供、助言、利用する（やめる）ための手続き等
日常的な金銭の管理	毎日の生活に欠かせないお金の出し入れを手伝います。 ○生活費の定期的なお届け、お金の使い方についての相談等
書類等のお預かり	大事な書類、はんこ、証書などを安全にお預かりします。 ○保管できるもの（年金手帳、証書、キャッシュカード等）

nakama

中間市社会福祉協議会
専門員 **清水 由美子**さん

利用までの流れ

相談受付 ➡ 訪問調査 ➡ 支援計画作成 ➡ 契　約 ➡ 支援開始

相談受付
お住まいの市町村の社会福祉協議会にご相談ください

訪問調査
専門員が自宅・病院・施設を訪問し、相談にのります

支援計画作成
本人の希望を聞き、話し合って支援計画をつくります

契　約
利用計画を締結します

■成年後見制度との連携

中間市社協では、市民後見人養成講座の開催にとどまらず、法人後見にも取り組んでおり、現在3名の後見、保佐を受任しています。

今年も日自から後見制度へ移行した方がいたため、親族申立ての手続きや本人情報シートの作成などの支援を行いました。成年後見制度をめぐる情勢が大きく変わる中、「身上保護を重視」する中間市社協の支援に期待が高まります。

■生活支援員としての思い

中間市社協で生活支援員として活動している吉迫氏に、生活支援員になったきっかけと、現在の活動状況を伺いました。「両親が高齢になり、今後の生活を考えていたところ、中間市社協が市民後見人養成講座を開催していることを知り、成年後見制度の勉強がてら受講してみました。社協が日自を実施していることもそこで初めて知りました。修了後、後見活動メンバーに登録し、生活支援員として活動を始めました。誰もが同じだと思いますが、最初は緊張と不安しかありませんでしたが、専門員に同行してもらいながら、少しずつ支援の方法を学んでいきました。現在は3名の利用者を担当しており、支援の際の会話で気になったことなどは、専門員に報告し、今後の支援について検討しています。」と話していただきました。

住民と地域生活課題を共有し、住民の「何かできることはないか」という声や、将来に対するぼんやりとした不安を生活支援員業務にマッチングさせていく。社協のこれまでの活動の成果が、新たな人材養成につながっています。

生活支援員のやりがいについては、「支援を続けていると、徐々に利用者の考えが良い方向に変化し、生活が安定していく様子が分かります。そんな時は、とても嬉しく、生活支援員をやってよかったなと思います。利用者のためにという視点はもちろんですが、自分のためにもなっていることを感じる時でもあります。」と、利用者と同じ地域住民ならではの優しい気遣いの言葉が聞かれました。

nakama

中間市社会福祉協議会
生活支援員 **吉迫 順子**さん

■利用者の声

この日は、一人暮らしをしているA氏の支援に同行させてもらいました。

A氏の就労継続支援事業所からの帰宅時間に合わせて自宅を訪問し、生活費をお渡ししました。金額を一緒に確認しながら、生活費の使い方のアドバイスも行います。

金銭管理を他者に任せることを、当初は「窮屈に感じていた」というA氏でしたが、吉迫氏の優しく丁寧な支援のお陰もあり、「今後のために貯蓄したい」という目標も持ちながら、安心してサービスを利用していると話していただきました。

利用料

1時間まで	1,000円
1時間を超えて1時間30分まで	1,350円
1時間30分を超えて2時間まで	1,700円
2時間を超えて2時間30分まで	2,050円
2時間30分を超えて3時間まで	2,400円
3時間を超えた場合	2,750円

※相談は無料です。生活保護を受給されている方は上記の利用料金も無料です。
※市町村によっては、利用料金、預かり料金が違うことがあります。

預かり料

お住まいの市町村の社会福祉協議会でお預かりする場合
日常的な金銭管理にかかる書類等を預かります。
（預貯金通帳、通帳印など）
※50万円以内の預貯金通帳に限ります。
月350円（年4,200円）

銀行の貸金庫等でお預かりする場合
普段取り扱わないその他の書類等を預かります。
（年金手帳・証書、預金通帳、登記識別情報通知書、実印、キャッシュカードなど）
※500万円以内の預貯金通帳に限ります。
月250円（年3,000円）

■福岡県社会福祉協議会の取組

本会では、日自の実施主体としての立場も踏まえ、大きく三つの方針のもとに事業を推進しています。

一つ目は、昨年度、事業実施体制の移行が完了し、新たな体制でのスタートにあたり、これまでの利用者へのサービス提供が滞ることのないよう、円滑な運営を支援することです。

市町村社協の現状を把握しながら、社協ごとの支援に注力するとともに、特に経験年数の短い専門員に対する支援の充実を図っています。

また、市町村社協によっては、専門員、生活支援員としての実務経験の有無や年数に差があるため、段階に応じた研修会等を企画しています。

二つ目は、事業の適正な運営を確保する上では不可欠な不祥事の防止です。

日自は権利を守るための事業であり、その手段の一つとして他者の金銭を管理することもあるなど、社協が実施する事業の中でも、特に高い倫理観が求められます。

市町村社協には、関係機関や住民の信頼の上に成り立つ事業であることを十分意識し、内部けん制機能を確保していただくため、本会主催による説明会や実地調査等を行っています。

三つ目は、他事業・他制度との連携です。

日自には制度的な限界があるため、対応ができない事態が生じたり、課題に直面したりすることも多くあります。

しかし、日自の限界が利用者支援の限界とならないよう、地域住民のニーズを捉え、既存の福祉サービスの充実や新たなサービスの開発、関係機関との連携など、社協の強みを生かした支援のあり方が求められます。

特に、成年後見制度をはじめ権利擁護に関わる諸制度との連携は、日自の円滑な運営のためには不可欠です。

本会では、市町村社協の成年後見制度への取組状況に応じて、二段階の研修会を実施するなどにより、県内全体の底上げを図っていきたいと考えています。

権利擁護のための取り組み拡充研修会の様子

【問い合わせ先】生活支援課
☎092(584)7411
【利用の相談】
お住まいの社会福祉協議会

見て、触れて、試して 福祉用具

自分に合った福祉用具を探してみませんか

クローバープラザ東棟2階にある福祉用具展示室は、高齢者や障がいを持った方が、自分の力で日常生活を送るための福祉用具を約800点展示している福岡県内でも有数の施設です。展示されている福祉用具を実際に触ったり試したりしながら、専門員から使い方等のアドバイスを受けることができます。

また、展示室では、用具の直接購入やレンタルはできませんが、メーカーや販売店を問わず幅広い情報の提供に努めており、介護や支援が必要な方々の日常生活に役立つ用具の紹介、相談も行っていますので、お気軽にお立ち寄りください。

【住　所】〒816-0804 春日市原町3-1-7
クローバープラザ 東棟2階
（福岡県介護実習・普及センター福祉用具展示室）
【電　話】092-584-4316
【開館時間】9:00～17:00
【休館日】月曜（第4月曜日は除く、月曜日が祝日の場合は翌火曜日）
年末年始：12/28～1/4
8月のみ：8/13～15（月曜開館）

New! 展示品

右/WHILL Model CK：横に回る特殊な前輪で、高い小回り性能を実現した電動車いす。中央/くるくるセーフティ：肘掛けがそのまま前倒れ防止に使える回転座面シャワーキャリー。肘掛けの前を持つことによって座位保持がしやすくなる。左/アイルウォークα：理学療法士と共同開発された優れた機能と安全性を込めた歩行器。折りたたみ時や座面をおろした時に自動でブレーキがかかる。

New! アイルウォークα

New! くるくるセーフティ

New! WHILL Model CK

シリーズ キラリ★地域の

ふくしびと

Vol.18

このコーナーでは、福岡県内でふくしの仕事に携わる人の声を紹介していきます。今回は、「ふくおかライフレスキュー事業(※)」参加法人の職員にインタビューを行います。

日頃から研鑽を重ねていくことが大切だと感じています。

小山田　望 さん
おやまだ　のぞむ

事業所名：社会福祉法人徳和会
特別養護老人ホーム花の季苑
介護計画サービスセンター
担　　当：主任介護支援専門員

※ふくおかライフレスキュー事業は、福岡県社会福祉法人経営者協議会、各種別協議会及び本会で構成する運営委員会が実施している事業で、複数法人の連携によって生計困難者等に対する相談支援事業を行っています。

ふくしの仕事を始めたきっかけは？

高齢者福祉の仕事に従事して、あっという間に約20年の月日が経ちました。改めて思い返すと、きっかけは母親の勧めだったと記憶しています。本当は福祉とは全く違う職を目指していたのですが、「あなたは福祉の仕事が合っているよ。」と言ってくれたことが志すきっかけになりました。今思えば自分より自分のことをよく知っていてくれた母親に感謝しています。

現在の担当業務について

はじめはデイサービスセンターに所属していました。そこで10年従事した後、同法人の居宅介護支援事業所に移動することになり、現在は、主に主任介護支援専門員として要介護状態の高齢者が、住み慣れた自宅で生活を継続していけるように、ケアマネジメントを通じてお手伝いさせていただいております。その傍ら、社会福祉法人の公益的な取り組みとして地域貢献事業、生活困窮者の支援でもある「ふくおかライフレスキュー事業」に関わらせていただいております。

また、この事業を少しでも地域の方に知っていただくために広報から始めていたことや、日頃から地域の方たちとのつながりをもっていたこともあり、民生委員さんの相談から支援につながったこともありました。

仕事のやりがいや、大事にしていることは？

大切にしていることは、お一人おひとりとの「出会い」です。その出会いにいつも感謝しております。100人の方に出会えれば、そこには100の物語があり、そのエピソードにふれることができます。専門職として対象者の方が思い描く未来に共感し、自分の知識や技術が少しでもお役に立てた時に“やりがい”を感じます。人への“興味”をもつことが、この仕事するうえで大事にしたいことです。

また、この仕事を続けていく中で、新しい知識や技術が増えていき、それを活かすことで支援が必要な方の生活の質が向上していく姿を感じることができるのも「ふくしの仕事」の醍醐味のひとつだと感じています。

どんな「ふくしびと」になりたい？

私が思い描く福祉は、誰しもが「ふつうのくらしがしぬまでできる」ことの実現です。誰しも長い人生の途中にはきっと大きなハードルがたくさん立ちはだかっています。一人では越えることができないハードルも共に伴走することで乗り越えることができて、ともに喜び分かち合えるそういう関係性でいたいと思います。

今後も“寄り添う気持ち”を大切にしながら、この仕事を続けていきたいと思っています。

つながりをたやさない社会づくり
歳末たすけあい運動推進中

共同募金運動の一環である「歳末たすけあい運動」には、市区町村の区域ごとに行われる「地域歳末たすけあい」と県域で行われる「NHK歳末たすけあい（県域）」の２種類があります。

「地域歳末たすけあい」は新たな年を迎える時期に支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるように、地域住民の方々や民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの関係団体等が行っている様々な福祉活動を資金面で支援するものです。

毎年、12月1日から31日までの1か月間、「つながり ささえあう みんなの地域づくり」をスローガンに、本県をはじめ全国各地で取り組まれています。

また、「NHK歳末たすけあい（県域）」は、中央共同募金会とNHK等との共催で行われる運動です。

特に本年度は、コロナ禍だからこそ地域のつながりの重要性を広く住民に発信するとともに、コロナ禍の中で減収や失業等に伴う生計困難やホームレスに陥ったり、社会的に孤立するなど、新たに顕在化している生活課題の解決に向けた取組を推進してまいりますので、皆様の温かいご支援をよろしくお願いします。

歳末たすけあい募金の つかいみち

地域の『つながり』を支える「高齢者世帯に対する見守り・訪問活動」や「学童生徒が高齢者に年賀状を送る活動」、「クリスマス会などを通じた障害者共同作業所と地域の方々とのふれあい交流事業」、「防災事業」などの地域福祉活動や**「児童福祉施設等に入所している中学校・高等学校卒業者の進学・就職準備の支援」**等に活用されています。

正月用おもち配布事業

子育て歳末支援事業

街頭募金の様子

「令和2年度ふくおか課題解決応援プロジェクト（テーマ型募金）」

「食を通じた子どもたちの居場所づくりを応援します」

～令和3年1月1日から3月31日まで募金活動に取り組みます～

各地で展開されている「子ども食堂」の運営は不安定なところがたくさんあります。さらに今年は、新型コロナウイルスの感染拡大により、学校の臨時休校や子ども食堂の休止など、従来の低所得家庭の生活を支える仕組みが不十分であることが表面化しました。そんな子どもたちのために、**「認定NPO法人チャイルドケアセンター」**は、筑紫地区5市（筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市）の子ども食堂を中心とした「筑紫子ども食堂応援チーム」を立ち上げ、地域の生活課題に迅速に対応するネットワークを再構築し、またフードバンクに集まる食品を今まで以上に循環させる活動を実施し、食を通した新たな支えあいと継続的な支援を行うことを目指します。

詳細は、本会ホームページをご覧いただくか、下記事務局あてお問い合わせください。

ふくおか課題解決プロジェクトとは

NPO法人やボランティア団体などが身の回りの地域や社会課題解決のために行う活動を住民の皆様に丁寧に説明しながら、共感や賛同をいただける方から寄付を募り、その寄付金を共同募金会が団体に配分することにより課題解決につなげるものです。

令和2年度 モデル指定事業

上毛町支会の取組

「寄付つき商品 梅シロップ」の開発を通じて募金活動への応援者を増やす！

共同募金会上毛町支会は、地域の婦人会組織、地元の小学校との協働による「寄付つき商品」の開発を通して、募金活動への理解を深め、共同募金の新たな応援者を増やすことを目的に、本会のモデル事業に応募されました。

同支会は、地元の原井婦人会に声掛けし、特産物である梅を活用した商品づくりに昨年から取り組んでいました。同婦人会のみなさんは、試作品を何度もつくり、味見を繰り返し、商品開発に苦労を重ね、ようやく、今年度に「梅シロップ」を完成させ、「この梅シロップは、炭酸水で割って飲むのが一番おいしいですよ。」とアドバイスをいただきました。

商品ラベルのデザインは、唐原小学校3年生の児童たちが梅ちぎりなどを体験し、自分たちの思いを込めて描いてくれた絵です。出上がった完成品を見て、児童たちは、目を輝かせて大変喜んでいました。

同支会の担当者は、「寄付つき商品の開発を通して、地域のみなさんとつながりが構築でき、さらに小学生には福祉教育の一環として共同募金の役割を考える機会とすることができました。」と、手応えを実感していました。

商品は、今後、地域のイベントなどで販売する予定です。

児童が描いたラベル付き梅シロップ

原井婦人会のみなさんと唐原小学校の児童

【問い合わせ先】福岡県共同募金会
☎092(584)3388

永年にわたり社会福祉の向上に貢献された皆様を表彰いたしました。

去る10月28日（水）、クローバープラザ（春日市）で福岡県社会福祉功労者表彰式を開催しました。本年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、例年の福岡県社会福祉大会における記念講演等を中止するなど規模を縮小する形で行われました。

表彰式において、福岡県知事、福岡県社会福祉協議会会長、福岡県共同募金会会長、それぞれから表彰状・感謝状の授与が行われ、併せて赤い羽根キャッチフレーズの最優秀賞の表彰も実施されました。受賞された皆様、誠におめでとうございます。今後もますますの御活躍・御健勝をお祈り申し上げます。

福岡県知事表彰

民生委員・児童委員	18名
社会福祉事業団体関係者	2名
社会福祉事業施設従事者	46名
心身障がい者自立更生者	2名
ボランティア等功労者	3名
	9団体

福岡県知事感謝

民生委員・児童委員	185名
社会福祉事業団体関係者	8名
社会福祉事業施設従事者	113名
ボランティア等功労者	17名
	24団体

福岡県社会福祉協議会会長表彰

社会福祉事業特別功労者	160名
民生委員・児童委員特別功労者	194名
優良社会福祉事業施設	10施設
優良社会福祉協議会	3校区・地区社協

福岡県社会福祉協議会会長感謝

社会福祉事業協助者	個人1名
	18団体

福岡県共同募金会会長表彰

個人	20名
優秀地区	8支会

福岡県共同募金会会長感謝

個人	53名
団体	15団体

令和2年度赤い羽根キャッチフレーズ入選作品・特別賞
最優秀作（1作品）、優秀作（10作品）、特別賞（11校）

2021年度版 社会福祉手帳・民生委員手帳の販売を開始しました。

◆仕　　様

携帯に便利なポケットサイズ（縦14㎝×横8.5㎝）

◆主な掲載内容

- 見開き月間スケジュール、週間スケジュール
- 社会福祉関係法律の要点
- 福岡県内の社会福祉施設、関係団体
  各種相談窓口の連絡先など

◆申込方法

- HP掲載の申込用紙に記入のうえ、FAXまたは郵送でお申し込みください。後日、現品納入の際に請求書・振込用紙を同封いたします。
- 本会事務局（クローバープラザ6階・2階）でも販売を行っています。お気軽にお問い合わせください。

定価 900円（税込）　※送料は別途必要

【問い合わせ先】総務課　☎092（584）3377

寄付・寄贈の御礼

福岡トヨペット（株）様からの寄贈

今年度も、福岡トヨペット株式会社様から福岡県内の社会福祉施設に車いす21台を寄贈いただきました。

この取組は、平成19年11月30日に同社が創業以来新車累計販売台数60万台を達成されたことを記念して始められたもので、社会貢献活動の一環として、毎年車いすを寄贈いただいています。

催し

福祉のしごと就職フェア

社会福祉施設・事業所等と求職者の出会いの場を提供できるよう、「福祉のしごと就職フェア」WEB版（第3回）を下記の日程で開催します。1回あたり120法人程度、一定期間閲覧できるよう計画しており、開催期間中は、参加法人の紹介や求人情報提供だけでなく、参加法人（一部）とZOOMを使ったオンライン説明会も行います。

求人掲載期間
　2月 9日（火）から
　2月16日（火）まで
ライブ配信日
　2月12日（金）・13日（土）
※参加するためには**事前登録**が必要です。

[問い合わせ先] 人材・情報課
TEL 092（584）3310

福祉人材センターホームページ

ふくおかきずなフェスティバル

今年度は、不特定多数の方が来場される各イベント等を中止するなど、新型コロナウイルス感染症対策を十分に行った上で、規模を縮小して記念講演等のみ開催いたします。

日　時　2月21日（日）
　　13時～15時
場　所　クローバープラザ
　　（春日市原町3-1-7）
申　込　**事前申込制**となっておりますので、参加申込書によりメールまたはFAXでお申し込みください。
申込期限　令和3年1月8日（金）

WEB配信
当日参加できない皆様のために、本イベントの内容を期間限定で配信する予定です。

配信期間（予定）
3月1日(月)～3月31日(水)

配信場所（予定）
YouTube及び福岡県社会福祉協議会のホームページ

共生社会推進課ホームページ

研修・講座

福祉サービスの質の向上および社会福祉従事者の育成定着を促進するため、各種研修を実施しています。

①接遇マナー向上研修

日　程　A日程　1月19日（火）
　　B日程　1月25日（月）
場　所　クローバープラザ
　　東棟5階　508研修室
対　象　社会福祉施設の中堅職員
定　員　各日程72名
受講料　5,000円
申　込　本会研修課HPで確認

②記録技術研修

日　程　【高齢者分野】
　　1月20日（水）
　　【障害者分野】
　　基本コース1月21日（木）
　　実践コース1月22日（金）
場　所　クローバープラザ
　　東棟5階　508研修室
対　象　当該福祉施設・事業所等の役職員
定　員　各日程72名
受講料　5,000円
申　込　本会研修課HPで確認

③社会福祉法人監事及び会計責任者研修

日　時　1月27日(水)
場　所　クローバープラザ
　　1階　クローバーホール
対　象　県内社会福祉法人の監事、会計責任者、理事、評議員、施設長等
定　員　140名
受講料　5,000円
申　込　本会研修課HPで確認

④説明力向上研修

日　時　A日程　2月3日(水)
　　B日程　2月6日(土)
場　所　クローバープラザ
　　東棟5階　508研修室
対　象　社会福祉施設及び市町村社会福祉協議会の管理職やリーダー等指導的立場にある者
定　員　各日程72名
受講料　5,000円
申　込　本会研修課HPで確認

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、各研修を中止・延期する場合があります。

①～④の研修について
[問い合わせ先] 研修課
TEL 092（584）3401

福岡県社協研修課ホームページ